

## 第13次北海道鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、全国的に均衡・調和のとれた鳥獣の保護管理を推進するために国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即し、各都道府県知事が策定することとされている。
- 現行の第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間が令和4年3月をもって終了するため、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画を策定する。

#### 【鳥獣保護管理法（参考）】

第3条第1項 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。

第4条第1項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。

### 2 計画の概要

項目	内容																											
第1 計画期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																											
第2 鳥獣保護区等に関する事項	<p>○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に係る方針</p> <p>○各保護区の内訳(場所、面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区～鳥獣の捕獲や鳥類の卵採取が禁止されている区域</li> <li>特別保護地区～鳥獣保護区域内で、特に良好な生息環境が求められる区域</li> </ul> <p>○指定計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第12次終了時</th> <th colspan="2">第13次終了時</th> <th colspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥獣保護区</td> <td>296</td> <td>261,217</td> <td>296</td> <td>261,029</td> <td>—</td> <td>△188</td> </tr> <tr> <td>特別保護地区</td> <td>88</td> <td>17,417</td> <td>88</td> <td>17,417</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に指定するものであり、本道ではエゾシカの捕獲を進めるため、計画期間内において指定しない。</p>		第12次終了時		第13次終了時		増減		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	鳥獣保護区	296	261,217	296	261,029	—	△188	特別保護地区	88	17,417	88	17,417	—	—
	第12次終了時		第13次終了時		増減																							
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)																						
鳥獣保護区	296	261,217	296	261,029	—	△188																						
特別保護地区	88	17,417	88	17,417	—	—																						
第3 鳥獣の人工増殖等に関する事項	<p>○種の保存法に基づき国が行う保護増殖の取組について協力・連携</p> <p>○北海道レッドリスト掲載種など希少鳥獣の放鳥獣の実施を検討</p> <p>○生物多様性保全のため、外来鳥獣の放鳥獣を行わないよう指導</p>																											
第4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項	<p>○鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採取等に係る許可基準(許可・不許可の考え方)</p> <p>○目的別(学術研究、保護のため、管理のためなど)の許可基準(対象者、期間など)</p> <p>○被許可者への指導、市町村への権限移譲の方針</p> <p>○住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項</p>																											

項目	内容																
第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定猟具(銃器)使用禁止・制限区域の指定に係る方針</li> <li>○特定猟具使用禁止区域の内訳(場所、面積)</li> <li>○特定猟具使用禁止区域指定計画 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>第12次終了時</th> <th>第13次終了時</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">93箇所</td> <td style="text-align: center;">92箇所</td> <td style="text-align: center;">△1箇所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">35,990ha</td> <td style="text-align: center;">35,990ha</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○猟区の設定に係る方針</li> <li>○指定猟法禁止区域(ライフル弾、散弾)及び鉛製散弾規制地域の指定状況</li> <li>○指定猟法の使用許可の方針(鉛弾の使用は希少猛禽類の鉛中毒防止のため、ヒグマの捕獲を含め、その使用を原則許可しない。)</li> </ul>	第12次終了時	第13次終了時	増減	93箇所	92箇所	△1箇所	35,990ha	35,990ha	-							
第12次終了時	第13次終了時	増減															
93箇所	92箇所	△1箇所															
35,990ha	35,990ha	-															
第6 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的対策を講じるべき鳥獣に対する計画に係る方針</li> <li>○エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシに関する計画を策定 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣</th> <th>計画策定の目的</th> <th>計画期間</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">エゾシカ</td> <td>人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。</td> <td style="text-align: center;">令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td style="text-align: center;">全道一円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ヒグマ</td> <td>ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。</td> <td style="text-align: center;">令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td style="text-align: center;">全道一円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゴマフアザラシ</td> <td>アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。</td> <td style="text-align: center;">令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td style="text-align: center;">全道一円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	対象鳥獣	計画策定の目的	計画期間	対象区域	エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円	ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円	ゴマフアザラシ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円
対象鳥獣	計画策定の目的	計画期間	対象区域														
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
ゴマフアザラシ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
第7 鳥獣の生息状況調査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○狩猟や許可捕獲等で捕獲された鳥獣に関する情報の収集に関する方針(対象鳥獣(キツネ・アライグマ・エゾライチョウなど)、調査年度、調査内容・方法など)</li> <li>○第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査に関する方針(調査内容・方法)</li> </ul>																
第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣行政担当職員の配置及び育成に関する方針</li> <li>○鳥獣保護監視員の配置及び育成に関する方針</li> <li>○狩猟者の確保と育成に関する方針</li> <li>○農林水産部局との連携</li> </ul>																
第9 その他鳥獣保護管理事業の実施に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題</li> <li>○知床半島地域におけるエゾシカ対策等について</li> <li>○えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策について</li> <li>○狩猟の適正管理(狩猟鳥獣、可猟区域、狩猟期間、猟法の制限等の運用)</li> <li>○傷病鳥獣救護の基本的な対応等</li> <li>○感染症への対応</li> <li>○鳥獣の保護管理思想の普及</li> </ul>																

### <今後のスケジュール>

年月	内容
令和4年 2月	パブリックコメント等結果公表 道案決定
令和4年 3月	成案決定・公表、環境大臣への報告